3	変更年月日
4	変更理由
5	参考事項

（日本工業規格Ａ４）

別記様式第四十八号の記中1を削り、「品目、」を「医薬品の品目、有効」に、「当該品目」を「当該医薬品」に改め、2を1とし、3を2とし、4を3とする。

別記様式第四十九号㈠の備考1中「第38条」を「第38条第1項」に、「第10条」を「第10条第1項」に改める。

別記様式第四十九号㈣の備考1中「第38条」を「第38条第2項」に、「第10条」を「第10条第1項」に改める。

別記様式第五十一号の二及び別記様式第五十一号の三中「第36条の4第2項」を「第36条の8第2項」に改める。

別記様式第五十四号、別記様式第五十五号、別記様式第五十六号及び別記様式第五十七号の備考1中「第10条」を「第10条第1項」に改める。

別記様式第七十号の備考2中「記の6」を「記の7」に改める。

別記様式第七十七号の裏の1中「、第二十二条」を削り、「第八十条第一項」の下に「若しくは第四項」を加え、同様式の裏の2中「第九条（中略）、第九条の二、第九条の三、第十条」を「第九条第一項（中略）若しくは第二項（中略）、第九条の二から第九条の四まで、第十条第一項（中略）若しくは第二項」に、「第二十六条第二項」を「第二十六条第四項」に、「第三十六条の二」を「第三十六条の六」に、「第三十六条の五」を「第三十六条の九」に改め、「第七十七条の四の二第二項（中略）」の下に「若しくは第八十条第四項」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十六年六月十二日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた改正法第一条の規定による改正前の薬事法（以下「旧法」という。）第三十条第一項又は第三十四条第一項の許可の申請であって、この省令の施行の際許可をするかどうかの処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。

第三条　この省令の施行の際現に旧法第二十六条第一項の許可を受けている者（改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた同項の許可を受けた者を含む。）は、施行日から起算して六十日を経過した日以後において当該許可についての最初の更新の申請をするときは、この省令による改正後の動物用医薬品等取締規則（以下「新規則」という。）様式第四十九号㈠による申請書に、改正法第一条の規定による改正後の薬事法（以下「新法」という。）第二十六条第三項第四号に掲げる書類及び新規則第九十二条第二項第一号に掲げる事項を記載した書類並びに特定販売（同項第二号に規定する特定販売をいう。以下同じ。）を行う場合にあっては、同条第四項各号に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

2　この省令の施行の際現に旧法第三十条第一項の許可を受けている者（附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた同項の許可を受けた者を含む。）は、施行日から起算して六十日を経過した日以後において当該許可についての最初の更新の申請をするときは、新規則様式第四十九号㈢による申請書に新法第三十六条の十第七項において準用する同条第五項の相談に応ずる電話番号その他連絡先を記載した書類を添付しなければならない。

第四条　都道府県知事は、前条第一項に規定する者が同項に規定する更新を受けるまでは、薬事法施行令第四十八条に規定する台帳に、当該者に係る新規則第九十九条第六号に掲げる事項を記載することを要しない。

2　都道府県知事は、前条第二項に規定する者が同項に規定する更新を受けるまでは、薬事法施行令第四十八条に規定する台帳に、当該者に係る新規則第九十九条第五号、第九号及び第十号に掲げる事項を記載することを要しない。

第五条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

第六条　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第七条　農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）の項中「第百十の五」を「第百十条の四」に、「第百十三条第二項」を「第百四条の二第一項及び第二項（これらの規定を第百八条の二及び第百十条の四において準用する場合を含む。）」に改める。

別表第二動物用医薬品等取締規則の項中「第百十条の五」を「第百十三条第一項」を「第百四条の二第一項及び第二項（これらの規定を第百八条の二及び第百十条の四において準用する場合を含む。）」に改める。

（動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令の一部改正）

第八条　動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（平成二十一年農林水産省令第八号）の一部を次のように改正する。

附則第三条中「改正法附則第三条第二項の規定により読み替えて適用される同条第一項、改正法附則第六条第二項の規定により読み替えて適用される同条第一項及び」を削り、「この省令による改正後の規則（以下「新規則」という。）」を「動物用医薬品等取締規則」に改め、同条の表第九十九条第六号、第百十一条第一項第五号、同条第三項第四号及び第五号並びに同条第四項の表前項第四号又は第五号に定める書類の項の項中「第九十九条第六号、第百十一条第一項第五号、同条第三項第四号及び第五号並びに同条第四項の表前項第四号又は第五号に定める書類の項」を「第九十九条第八号、第百十一条第一項第七号、同条第六項第四号及び第五号」に改める。

附則第九条中「新規則」を「動物用医薬品等取締規則」に改め、同条の表第九十九条第六号の項中「第九十九条第六号」を「第九十九条第八号」に改め、同表第百五条の項中「第百五条」を「第百八条の二第一項において準用する第百五条」に改め、同表第百十条の六第二項の項中「第百十条の六第二項」を「第百十条の六第二号」に、「登録販売者に、自ら又はその管理及び指導の下で薬剤師若しくは登録販売者以外の従事者をして」を「登録販売者（これらの者の管理及び指導の下で医薬品の販売等に従事する者を含む。）」に、「既存配置販売業者の配置員」を「既存配置販売業者の配置員に」に改め、同表第百十条の九第一項において準用する第百十条の七第一項第二号及び第四号並びに第百十条の八第二号の項中「第百十条の九第一項において準用する第百十条の七第一項第二号及び第四号並びに第百十条の八第二号」を「第百十条の十第一項において準用する第百条の七第一項第二号及び第三号並びに第百十条の九第二号」に改め、同表第百十一条第一項第五号、同条第三項第四号及び第五号並びに同条第四項の表前項第四号又は第五号に定める書類の項の項中「第百十一条第一項第五号、同条第三項第四号及び第五号並びに同条第四項の表前項第四号又は第五号に定める書類の項」を「第百十一条第三項第四号、同条第六項第四号及び第五号」に改める。